

近世後期天草郡高浜村における村民褒賞と文書群の形成

東 昇

はじめに

本稿では、近世後期（寛政～文化期）における、天草郡高浜村の村民褒賞の過程と行状編纂、文書群の形成過程について分析する。村民褒賞の中心となるのは孝子褒賞であり、領民の父母などへの孝行に対して、領主側が金銭下賜や諸役免除等により褒賞するもので、近世、全国を通じてみられる事象である。その研究も数多く存在するが、孝子褒賞の実態と理由、封建制維持や教化のために実施したという展開が多いなかで、編纂過程、孝行の内容、女性、民衆の視点を参考にした⁽¹⁾。特に近年の研究のなかで関連深いものとして、ファンステーン・パール・ニールスは由緒、文芸、国風など孝子を表象としてとらえ、孝子顕彰の過程を研究している⁽²⁾。また勝又基は、近世前期の「孝子伝」作成を分析し、「孝が持った肯定的な熱気と、そこから生じた多様な現象―つまり文化的な側面」に注目するなど、いずれも文化面から視点をあて、多様な孝子像をあきらかにしている⁽³⁾。

幕府が編纂した最大の孝子集成は、享和元年（一八〇一）に刊行された『孝義録』で、収録された善行は、孝行者をはじめ、忠義者・貞節者・兄弟睦者・家内睦者・一族睦者・風俗宜者・潔白者・奇特者・

農業出精者に分類されており、孝子を超えた多様な行為が含まれる⁽⁴⁾。本稿では、善行者に加え褒賞された長寿者、三子など多胎出産など、ひろく村民が褒賞された事例をまとめて分析する。

対象とする、高浜村の褒賞文書群は上田家文書勤役に分類される⁽⁵⁾。これまでに、寛政～文化期の七代庄屋上田宜珍については、村行政と地域情報の関連や、庄屋をめぐる書籍の貸借と、その背景である学問と行政の関係について、国学や和歌を中心に分析した⁽⁶⁾。また天草郡全体の孝子調査に関しては、明治初期の村明細史料において言及している⁽⁷⁾。この時期の天草郡は、幕府領島原藩預地であるため、島原藩領内の状況も踏まえる必要がある。しかしこれまでの研究では、孝子や長寿者の個別事例が列記されるのみで、詳しい背景や経緯は不明である⁽⁸⁾。

そこで本稿では、まず寛政期における高浜村の村民褒賞の全体を確認し、長寿、三子出産、孝子の褒賞過程について庄屋日記を中心に分析する⁽⁹⁾。つぎに行状が作成された孝子の行状の編纂、最後に褒賞文書群の形成について、時代背景としての『孝義録』の刊行や文化期以降の孝子褒賞の実態をまとめる。

1 寛政期の村民褒賞

1-1 「天草年表事録」の褒賞

上田宜珍がまとめた「天草年表事録」は、天正一六年（一五八八）から文化五年（一八〇八）までの、天草の支配に関する年表である。¹⁰⁾ 凡例によると、支配の代替、公儀や富岡役所の触、事始や事極などが記号によって表現されている。¹¹⁾ 内容は、ほぼ天草郡全体の記事が主で個別村の事例は少なく、高浜村は、宝暦二年（一七五二）「高浜村砥石小田床村焼物土年季請負相済」や安永九年（一七八〇）の朝鮮人漂着などが立項されている。¹²⁾

この「天草年表事録」には、高浜村の村民褒賞としてつぎの六件が記されており、後述する事例の中から選択したものと考えられる。¹³⁾

- ①天明八年「高浜村百姓喜平次母今年九十九才に罷成、自分一手に而布衣反織立献上仕候処、御褒美金壹両島原殿様御被下置候、右女百三才迄存命致候」
- ②寛政二年「高浜村百姓万七義母え孝心に付、島原殿様御為御褒美鳥目五貫文被下置候」
- ③寛政三年「高浜村百姓伝四郎実体者に付、四月十一日従島原為御褒美白銀式枚被下置候」
- ④寛政三年「高浜村茂作善作兄弟母え孝心に付、四月十一日島原より為御褒美鳥目六貫文被下置候」
- ⑤寛政五年「高浜村由左衛門女房おと正月廿七日三子産候に付、島原より鳥目九貫五百文被下置候」

- ⑥寛政六年「六月高浜村百姓貞蔵母姉に孝心致し、島原表より為御褒美鳥目三貫文被下置候」

天明八年（一七八八）から寛政六年（一七九四）の七年間に集中している。これは、寛政元年三月、孝行奇特者の国所名前の届、行状を、御料所・私領で取りまとめ、両三年中に揃え勘定奉行へ提出するようにとの指示によるものであった。¹⁴⁾ 『孝義録』編纂を企図した松平定信の政策の一環である。

1-2 九十九才母の織物献上と日記

この村民褒賞の最初は、①長寿者の藩主への献上であり、上田宜珍庄屋期（寛政元〜文化一五）直前の事例である。高浜村の百姓喜平次の母九十九才が、自分の手で布一反を織り、島原藩主に献上し褒美として一両を受領した。一〇三才（寛政四年（一七九二））まで存命したと記す。宜珍日記の寛政三年正月二八日に「上河内喜平次母りん当面百三歳二而至極達者之処、傷寒相煩養生不叶相果申候段申出候」とある。¹⁵⁾ 日記には母の名と傷寒で亡くなったことが詳細に記される。

この献上を詳しく記した文書が、はじめにで紹介した褒賞文書群中にある。¹⁶⁾

乍恐以書付申上候御事

一当申九拾九歳

高浜村喜平次

母

右之者村中ニ而珍敷長命罷在、歩行等差而不自由無御座、自分望
ニ而畑草取などニも罷出、至而達者御座候、先達而自分一手ニ而
續き布一反織立申候、尤内々々乍恐御上江献上申上度奉存候段、
私共迄申出候、何分恐多御座候得共、右布為差上被下候様被仰付
被下候ハ、難有奉存候、依之此段御内々奉伺候、以上

天明八申三月

高浜村年寄

嘉平次印

同村庄屋

伝五右衛門印

富岡

御役所

右之通願出候間、奥書仕差上申候、以上

大江組大庄屋

松浦半之丞印

文書の前半では、喜平次の母の様子を、村内でも珍しい長寿で、歩
行も自由、自分の意思で畑の草取りを行い達者であると説明する。こ
の達者であることが長寿者の献上の要件となった。後半は「天草年表
事録」と同じく、自分の手で布一反を織り藩主へ献上したいと村役人
へ申し出たので、村役人が富岡役所に内々に伺っている。この時の庄
屋は、上田家六代伝五右衛門武弼（一七三三〜一七九四）で、宝暦五
年（一七五五）から寛政元年まで三五年間庄屋を勤めた。¹⁷⁾ 宜珍は、
安永七年（一七七八）二四歳で庄屋見習となり、寛政元年一月三五

歳で高浜村庄屋となったため、この案件には庄屋見習として関与して
いた。

同じ内容を記したと思われる文書が、つぎの「覚」である。¹⁸⁾

覚

一 上河内常七老母

右之老女先年百三ニ相成候歳手製之布一反嶋原殿様江献上仕候
処、御褒美被仰付候由、日記帳ニ者相見不申候得共、書記差上候
様母様被仰聞候ニ付、則相記奉備高覧候、御褒美之品物并二年号
月日之儀ハ尊父様御存被遊候半与被仰候已上

上田作七

年代は不明であるが、作成者の上田作七は、宜珍の養子で、享和二
年妻の実家であり妹の婚家である、城木場村の松山家から養子となっ
た、甥の順一郎信親（一七八七〜一八四〇）である。¹⁹⁾ この作七は、
享和三年七月二三日善之助から改名し、八月三日庄屋見習となり、文
化五年正月一八日まで作七、二月一日以降、順一郎と変化している
ことから、享和三年七月から文化五年二月の約五年半の間に記された
文書である。

内容は一〇三才りんの献上と同じだが、喜平次ではなく上河内迫の
常七と名前が違う。改名も多いので同一人物の可能性もある。作七は
この一件を、島原藩の役人か会所詰大庄屋に書き抜き提出する必要が
あり、家の日記を探したが見当たらず、宜珍が褒美の内容、年月日を

記憶していないか聞いたものである。すでに、庄屋見習の作七が代理で日記を記録した事例を指摘しており、この文書の内容から、さらに先代庄屋の日記を参照し行政に活用していたことが判明した²⁰⁾。

小田床へ出立した。見分後の一六日、これまでの情報をまとめた正式な覚と届出が出されている。

1-3 三子出産の見分と届

覚

⑤寛政五年の由左衛門女房おとの三子出産の経過についても、日記に詳しく記されている。正月二六日「八ツ時分ミね由左衛門女房平産到候処、男子壱人女子貳人誕生到、尤三子之内女子壱人流産仕候」とあり、峯迫の由左衛門女房が三子を出産したが、女子一人流産とある。二八日にはつぎのように、名年・持高、達者届が出されており、先の流産情報はない。

一持高壱石九斗八升式合

由左衛門当丑五十七

同人女房おと 〃 四十四

男三人

右之者当月廿七日男子壱人女子貳人三ツ子出生仕候、母子共随

〃八人内

女五人

分達者ニ罷在候、此段御届申上候、以上

右之家内由左衛門女房おと、当正月廿七日三子平産仕候、尤男子

壱人女子貳人、男子出生仕候跡ニ女子出生仕候処、母子共ニ健ニ罷在候ニ付賞乳等為仕、随分大切ニ養育仕候様申聞置候、因是此

段御届申上候、以上

尚亦近辺心ヲ付相育候様申付候

寛政五丑年二月

高浜村庄屋源作

翌二九日には、三子の名を聞いたので「国吉、とみ、よし」と記している。二月五日、原口金右衛門が、三子見分として牛深より破船方御用の帰りに高浜に宿泊するとの人馬触が到着し準備している。七日原口一行が宿泊し、一家全員の名年書上を提出した。由左衛門は八人家族、弟と母が同居し、女房おととの間にすでに四人の子供がいる。八日に原口は朝飯後、三子見分として由左衛門方へ出向き、そのまま

大江組大庄屋松浦半之丞

御届申上候事

由左衛門侍 国吉

同人娘 とみ

同人娘 よし

右之三子之内よし儀正月廿九日夜相果候由、尤国吉とみハ達者ニ

罷在候申出候ニ付、此段御届申上候、以上

寛政五丑年二月

高浜村庄屋源作

大江組大庄屋松浦半之丞

富岡御役所

前半の覚には、七日原口に提出したものと同一一家全員の名年を書上、出産から現在までの経緯をまとめる。これまでの情報以外に、出生順番、貫乳や大切に養育し、近隣も心付けて育てるよう申し付けているとある。そして三子の名前と、内一人が二九日に死去したことを届け出ている。二〇日には、由左衛門は富岡へ呼出を受け、島原藩より三子誕生に対し、一九文銭五百目を頂戴し、翌二二日高浜へ帰った。二七日の出生からおよそ一ヶ月後に銭を頂戴している。これは「天草年表事録」の記述を比較して分かるように、他の事例は褒美であるが、三子誕生は記載がないことから、藩の制度として実施された可能性がある。

この三子誕生は、他に文化九年八月二五日、小宮地村九郎左衛門の事例がある。²²⁾ 藩役人小川量平から大庄屋木山へ出された申渡では、

役人が出郷して見分、村役人が心を付ける、乳不足にならないよう村全体で養育、名前を付けたら早急に届け出ると、高浜の事例と共通している。他藩における生子養育仕法のような、島原藩の制度が背景に存在していたと思われる。²³⁾

1-4 孝子貞蔵の褒賞過程

最後に孝子に関して行状が作られていない、⑥寛政六年六月の貞蔵の褒賞過程をみていく。寛政六年日記は欠失しているため詳細は不明だが、四月二日藩役人からの書状がある。²⁴⁾ 宜珍宛成田弥源太、渡部貞右衛門の書状には、「高浜村定蔵与申者母老姉老人有之候処、兩人共長病ニ御座候処、無高者候得共、至而母姉江孝心致候様子ニ相聞、兼而人柄も宜趣ニ付、弥右之通候哉、得与承礼早々請書差出可被申候以上」とあり、定蔵（貞蔵）の長病の母姉への孝心を取り調べ請書を提出するよう指示している。

この指示に対して提出されたのが、つぎの「御尋ニ付申上候御事」である。²⁵⁾

御尋ニ付申上候御事

高浜村

畑高六合 貞蔵

廿八

右之者母老人、姉老人有之候処、兩人共長病ニ御座候処、無高者ニ候得共至而母姉へ孝心致候様子ニ相聞、兼而人柄も宜趣ニ付、

弥右之通ニ候哉、得と承札申上候様被仰付、則相糺候処、右貞藏儀正直成者ニ而無高同前少々之畑所持仕、右畑出精唐芋作など仕候得共、右分ニ而者何分暮方難相届、漁稼などニ罷出、又ハ日雇稼等仕漸々其日暮仕候程之難義者ニ御座候得共、至而実体成者ニ而稼方ニ罷出候而茂、諸人勝れ出精仕、幼少之時ハ漁稼ニ参候而、母之好候看自分取不申候節者外ハ相求持帰候而、母へ進メ申候也、去四月ハ母病氣ニ付而者、猶又母之好物等仕候節者、不寄何品世話仕行届候程之儀者相叶へ申候、兼而正直実体成者故、貞藏参候而所望仕候得者、諸人も所持之品不惜遣候由、姉之儀者年久敷病身ニ而何之稼方も仕得不申、厄介ニ罷成居候得共、少も厄介ニ不随分悌実柔和ニ相仕へ奇特成致方故、近辺之者共兼々噂仕候儀、此節得と相糺候処、相違無御座候間、此段申上候、以上

寅四月
年寄加平次

高浜村庄屋

源作

富岡

御役所

右御請ケ申上候貞藏儀、兼而孝心ニ罷在正直ニ稼方出精仕候儀、得と承札候処、至極奇特成者ニ御座候二付、奥印仕差上申候、以上

大江組大庄屋

松浦四郎八

この文書では、三子誕生と同じくまず貞藏の名年と所持高がある。本文の最初は、藩役人の指示に対して調査したとあり、続いて本人の稼ぎや経済状態、性格をまとめる。所持高畑高六合は「無高同前少々之畑所持」と表現される。畑で唐芋を作り、漁稼ぎや日雇いなどでその日暮らしの難儀者とする。性格は正直、「至而実体成」、「諸人勝れ出精」などの評価である。つぎに母への孝心について、漁で母の好みの魚が捕れないと他人から求め、母が病気の際には行き届いた世話を実施した。そのような正直実体者なので、人々は貞藏が所望する品を惜しみなく渡す。そして姉への孝心は、長病で稼ぎがない姉を厄介に思わず、悌実柔和に接し奇特であると近所の人々が噂するとしている。本文書では、本人の無高、難儀の現状と、正直、実体、悌実、柔和の性格・孝心、そして近隣の高評価が強調されている。このような記述がどのように行状へ変化するか、つぎの章でみていきたい。

2 万七、茂作・善作、傳四郎と孝子行状

2-1 万七、茂作・善作、傳四郎の褒賞過程

ここでは「孝子行状」化された②万七、④茂作・善作と、同時期に褒賞され「行状覚」が作られた③傳四郎の褒賞過程と行状の編纂過程について分析する。褒賞過程は、寛政二、三年の宜珍日記を中心に利用する。⁽²⁶⁾

寛政二年八月一日、七月に崎津へ漂着した琉球国慶賀使対応のために出張した、島原藩の佐藤半太左衛門他が昼休憩で上田家を訪問した際に、つぎの書付が提出された。⁽²⁷⁾

一 覚

高濱村 茂右衛門弟 万七 当戊四十三
右之者母ニ孝心成者ニ御座候

茂作 当戊三十

茂作弟 善作 当戊廿三

右兄弟之者共母ニ孝心成者共ニ御座候

傳四郎 当戊四十

右之者農業專出精仕御年貢納方諸公役等、随分太切ニ相勤人柄宜者御座候

高濱村庄や源作

戊八月朔日

各人の名年・孝心、出精などの簡略な情報である。この時、佐藤などからの指示があったのか、早速三日に、万七の孝心について調査をはじめ聞書を作成した。詳細は後述するが、万七について、隣家市兵衛・権左衛門と兄茂右衛門の三人から聞き取りし、文章にまとめていく。また「覚」として各人の持高を記載しており、傳四郎は、高四石七斗式升式合、寅巳新田高八升、畑高三斗六升壹合の合計五石壹斗六升三合、屋敷高壹升八合と高持百姓であるが、茂作・万七は無高である。六日には、傳四郎の行状調査を行い、万七と同じく次郎七・只助の二人から聞き取りしており、内容は後述するが、「一、御年貢米毎年一番取之内皆済する事」と文章体ではなく箇条書きである。七日、これまで作成した万七の行状、茂作兄弟の名年・孝心の訳、傳四郎の

人柄、名年・持高書付を代官西田市郎治へ内見している。
二三日、大庄屋松浦四郎八より孝子届を早々差し出すよう指示があり、宜珍はつぎの返事を送った。

貴札拜見仕候、然ハ孝子之儀早々届出候様御代官様分被仰聞候
二付、先万七斗御届被下候積二付、無高之者ニ候哉年并兄も居候
哉委細書記差遣候様、尤市郎治様江行状書御借請今日ニ而も御認
御上可被下段被仰聞承知仕候、委細ハ行状書之通ニ御届候間、定
而御借被下御届書も御認被下候半与奉存候、右行状書之内万七母
歳之儀当戊六拾九歳ニ候処、書違七十何歳歟と有之候様覚罷在候
間、右行状書も六十九歳ニ御書直し置可被下候
一、御届書下書ハ御写被仰付可被下候

一、私印判一昨日会所へ御預り置被下候間、届書ニ御達被下候ハ、
直ニ達御受取御達可被下候
一、万七儀弥無高者ニ御座候、則行状書ニ相分り居候へ共為念申
上候（後略）

この返事から、孝子届の指示を出したのは代官西田で、万七の届を先に進めるため、万七の無高や母親の年齢情報を知らせている。万七が先行したのは、「市郎治様江行状書御借請」とあるように、七日に代官西田へ行状を渡しており、詳細な行状を作成していたためと考えられる。この指示によって作られた孝子届がつぎの「覚」である。²⁸⁾

寛

一無高

高浜村

万七

当戊四十三

右万七幼少之時分父相果、母与一所ニ罷在日用稼等仕漸々今日暮仕候程之難儀ものニ御座候へ共、至而実体成ものにて母之心ニ相叶、毎度母申付候義聊相背不申、猶又稼方ニ罷出候而も諸人ニ勝レ出精仕、稼方も相仕舞候得者急キ罷帰母之気分ヲ相尋嫌物相仕候節者、不寄何品身世話仕行届候程之義者不身由、其様母ヲ大切ニ仕奇特成次第故、近辺之もの共兼々噂仕候義承及候二付、得与様子尋候処相違無御座候間、此段御届申上候、以上

右村年寄嘉平次

庄屋源作

前書之趣承礼候処少も相違無御座候、勿論万七孝心之義者近村へ

も相聞候事ニ御座候、因是奥書仕差上申候、以上

寛政二戌年八月

大庄屋印

松浦半之丞

すでに行状を提出しているためか、先述した貞藏などの届に比べて、分量が少なく簡略である。ただ近辺の住人の評価が共通しており、それに大庄屋による近村への波及が追加される。二七日には、松浦より万七行状、届書の扣の送付を依頼されている。九月四日には、八月一日書付を提出した佐藤半太左衛門が宿泊し、翌日出立の際に、万七と

茂作兄弟の行状の写の送付を依頼された。

その後一二月まで動きがないが、すでに藩内では孝子褒賞の準備が進んでいたようで、七日に大庄屋から万七以外の「孝心もの早々届出候様、御代官様より被仰出候由」とあり、つぎの孝子候補の手續きに入っている⁽²⁾。そのため同日、茂作兄弟の孝心、傳四郎実体届書を大庄屋へ送付した。翌八日には、宜珍から荒木左太夫へ、孝心者届を急ぎ大庄屋経由で送付したが、粗雑なため「私方聞札記録二相記置候通書付相認」を差し上げるので、内見を依頼している。「聞札記録」とは、八月六日に行った傳四郎の行状調査と思われる。

一〇日石川仙助、荒木左太夫から万七の役所への呼出状が届いたが、宜珍は祖母の三五日と村の傷寒流行の大概若転読祈祷のために、一二日出立との連絡をしている。そして一二日、役所の玄関で小川忠太夫、高野平藏、佐藤半太左衛門、石川仙助、荒木左太夫が出席し、万七は母への孝心に対し、島原藩主より褒美五貫文を頂戴した。その後宜珍は、茂作兄弟孝心届、傳四郎実体届書を提出し、一三日には、褒美の件を大庄屋へ報告し、茂作兄弟と傳四郎の届について連絡している。

寛政三年四月一〇日、傳四郎、茂作、善作が代官より呼出を受けて、一日万七と同じく役所の玄関で小川忠太夫、高村多藏、佐藤半太左衛門、石川仙助、荒木佐太夫が出席し、実体者傳四郎は白銀二枚、孝心者茂作、善作は各三貫文を島原藩主より頂戴した。傳四郎は一二日親類と褒美の礼に訪れ、六月二六日には祝の会に宜珍を案内している。実はこの時期、宜珍と藩役人との間で、松平定信に関する書物の貸出が行われている。まず万七の褒美頂戴で役所に赴いた四月一日、

荒木へ①「白川侯分藩中之諸士へ被仰渡書写巻冊」を提出している。続けて②「同（白川侯）御旗中被仰渡書写一冊」を御領かけやへ渡すとある。また大嶋弥惣治から「駿台雑話」を会所経由で返却されている。つぎに五月一五日、荒木より①「白川侯藩中之諸士へ被仰渡書付」を返却され、③「同京都御造管二付被仰渡書付」を借用している。この白川侯は、当時の老中松平定信であり、三冊の書物は藤川齋齋「天保雜記」に含まれるつぎの文書と考えられる。³⁰⁾①「松平越中守殿御存寄書付諸役人江御尋之趣」天明八年一二月、③「白川侯京都御造管掛江被申述候口上之覚」一二月、②「御旗本御家人之面々江越中守殿御渡御書付」寛政元年九月、いずれも定信老中就任初期の、寛政改革の方針を示したものといえる。宜珍は、定信の天明三年自序「資治清要」の写本も所蔵しており、定信の政治動向に注目していたのではないだろうか。³¹⁾そのため、同じ関心を持つ島原藩役人と情報提供、交換を行っていたと考えられる。また、「駿台雑話」を返却した大嶋は、寛政三年三月七日宗門改に來村した際に同書を借用しており、同時に孝子行状の写も希望したため、一四日宜珍は孝子万七の行状を提出している。一二月の褒美に関連して、宜珍の行状に関心を持ったと考えられる。このように孝子褒賞を通じて、藩士と庄屋間を書物・知が交流し、行政の参考にしていただけと考えられる。

2-2 「孝子行状」の編纂過程

「孝子行状」は、表紙に「寛政二戊年、孝子行状、高浜村莊屋」とあり、本文は一部修正箇所があるが、一丁あたりの行数も統一された

清書に近い形態である。³²⁾また文章が「天草郡高浜村に兄弟の孝子有、兄を茂作とい、弟を善作とそ呼けり、父は早く死して母と居れり」と、漢字仮名混じりの和文であり、一般的な文書体ではなく、読者を意識した体裁となっている。収録されているのは、2-1で褒賞過程を検討した、孝子万七、孝子茂作、善作の二件である。万七分は、前半が寛政二年（一七九〇）八月上田源作（宜珍）、後半の跋文は寛政三年四月上津浦村医師中野玄琳の筆である。

特に万七に関しては、寛政二年八月三日日記に、兄茂右衛門、隣家市兵衛、権左衛門から聞き取りした覚があり、行状の基礎になったといえる。日記は、「一、万七儀幼少之時分々孝心ニ御座候処、拾五年已前父関平相果兄左衛門儀も十壹年已前死去仕」のように、一つ書きが六件あり、それを加筆修正した跡が残る。この一つ書きを①⑥として、つぎの「孝子行状」前半宜珍執筆全文に反映した。

孝子万七当戊四十三

①万七ハ（天草郡高浜）当村の貧民関平か三男にて幼稚の時より父母に事へて孝なり、父ハ十五年以前に死し、兄の左衛門ハ十一年以前に死して其次なる茂右衛門と三人居れり、父兄在せし時より借錢多かりけるか貧しきくらしにて其償もいよ、かたし、されはやしきと少しはかりの畑の有けるも売て其責①防かんことを母に申す、母も可なりとしかすれ共猶足らされハ人に仕へ數年の身の代を一度にかりて父兄の負めを皆償へり、万七行てつかへんと云けれと母生來病身にて其頃も煩ひ居ぬれハ、人につか

ふることはかなふまし、殊に孝心にもあれハのこり居て、遽く稼
て母へつかえよと兄茂右衛門か云にまかせ、其身母と居り茂右衛
門ハその所に仕えり、茂右衛門は父の在世の時に妻をむかへけれ
とも不縁になり、其後迎し妻も又さりて母の心をくるしめけれハ、
此後妻をもつましとこころのうちに思ひさため

②我又母に事ること万七に及はると思ひて人につかえけるときこ
えぬ、万七体弱けれハ茂右衛門おのか身の代をかり添て少し宛の
銭などおり、遣して、母を養ふの足になさしむ、茂右衛門人に
仕ふる事累年怠らされハ、其主も帰すことを惜みて今に慈しみて
おきぬ、其後は万七も次第に達者になりて、日雇稼などし又ハ人
の畑のはし、いさ、しかの地をかりて麦や唐芋などやうのもの
作り母を養ひける、やしきも人に売てけれハ、五六町程離れすこ
しの野畑を開て仮屋を作り住居しけるか、水遠き所なれハ稼ぎに
いてし跡に母の勞せんことを恐れ、朝な、瓶や田子などに汲灌
へ置て稼にでぬ、夕方も早くかゝりて入へき程の水皆汲ぬ、かく
すること、ととせあまり終に母の手つから水汲しを見すと、近き
所の人々語りぬ、稼に出ても能心懸人より早く事をおえていつも
日暮さるさきに帰りぬ、少しも遅き事あれハ、母待兼て万七は
いか、しておそかりぬと外に出てかえり来んかたをながめ居ぬ、
万七も母の独居て心ほそく思わんことを察して、人にやとわれけ
る日も昼のうち精をいだし夕方早く帰んことをこゝろに欲すれ
と、母内氣者にて云出歸さるのミいつれ事すみぬれば脇見もせず、
殊ニ急き帰りぬ、万七年も若かりされとも宵のうちとても、無用

の遊ひに出す、ひたすら母と咄などし伽に成りて母を慰めけると
そ、家貧しくて思ふやうに母へ肴などす、め得されは、時しも人
の食賄し時汁や菜などに魚類の少しにてもあれハ己ハ用すして持
帰て皆母にす、めけり、或時いか、したりけん汁の中に鯛の有け
るをおのれ給て持来されは万七母に云やうけふはやつかれ給ひ過
て持来されはつがにを取てまいるへし、暫く待給とい、夕暮方
松明をこしらへ火をともして川に行きつかにを取帰て母の夕飯の
菜にそなへけりとぞ、或ハ日雇に参りける所へくたものにも有
ハ己ほしきふりして一ツ二ツ其主にもらひ、己ハ喰す持帰りて皆
母にす、めける、誠に親の子を思ふ心をもて万七ハ母を思ひした
しミける孝心の厚き事しられぬはほしたひに老衰へけれ者昼の
内迎も隣遠き所へ独置ぬる事の安からすとおとしの(去々)秋
より、又元のやしきのあたりへおのか組頭の畑の有けるを少しか
りて仮屋をうつし住けるか、或時母の痰症わつらひけれハ、昼夜
側を離れす只養生の事にのみこころを竭して好ましきものなどを
懇に尋向ひすこしにても好ものあれハ心の及ひこ、かしこ求めて
叶へける、ある時一日母側の人に云川ゑびのほしけれとも、此寒
さにてハ取ることの勞を厭ひぬと、万七ききて何より安きこと、
母へ申しおのれ勇みてじきに川へ参りすこしも勞する気色もなく
寒水にひたり小ゑひとりてす、めける、其おりしも雪いとうふり
積てなか、川狩などしける天気にてハなかりけれとも万七い
さ、かも寒きふりもせで、速に行ぬるを見て人々感(せぬハ稀な)
しけり、医師も其孝の真実なるを見てまねかざるに数々見廻てく

すりをあたへけり、兎角怠たる事のなき故にや、二ヶ月はかりのうち本復してけり、かゝる貧しき身にて礼義といふ事ハしるまじきに、万七常に行儀よく仮初にも母の上みに座せず、朝夕の食事も母より先に喰す、いつも母の箸をとるをまちておのれも給けるとぞ

③冬寒しと思ふ夜は己か着ける衣をぬぎて母の寝入し上に着せて己は火をたき又ハいなまきやうのものにても上に置いて寒さを凌ぎ臥けるとぞ、またいとふ寒き頃は母の足の冷んことを思ひておのがふところ母の足を入れてあたゝめながら臥ぬる事も間々有けるを人知りて、其孝の厚き(至し)をそよみしける

④妹のひとり外へ嫁して有けるか五年以前夫身まかり幼き男子独を育居けれども、もとより家貧しきうへ、夫におくれていとう其生業の成兼るを見ておと、しの春より万七方へふたりともに呼て養ひ置けるか、其冬より妹血氣の病にて打臥なやめり、万七ふかくあわれみて夜となく昼となく寝起ともいたきか、えなし、つき添い居て好ましき物などをねんころに尋向ひて少しなりとも食事のすゝむやうにと、心をつくしける、方々の医師へも厚く頼み薬を用ゆる事もかす知らされとも、其かひも見へされは、其後ハ今村(行程四里)(と云所)の医師へ血氣の妙薬有るとき、て雨に風に幾度も通ひ薬求め来て用ひけるとそあまりせつなるていを見隣家のものなど貧しきもの、さほと迄いたさすともとさとしぬれば、万七うちなきてい、へけるは、夫の居なばとも角も養生いたし呉候ものをと定て心のうちに思ふらめ、孀婦の身に成り子

共迄つれて(やつかれに)かゝり居、何角と不自由にのミ有なん、せめて身にかなひしたけの介抱は致し呉たしと、始終怠らす養生致しけれども、天なるかな、其験もなくことし二月に身まかりぬ、されハ万七かきりなく歎きつ、葬の事も心の及ひ懇にいとなめり、所の者共傷敷事とて皆哀れかりぬ、其後ハいよ、甥を最愛て育けるとなり

⑤扱又兄の茂右衛門母を見舞に来ぬれば、万七酒を求めて進めける、己も母も酒は好まされとも茂右衛門か好むを知りて一度もかがさすすゝめしとなり、猶日傭錢の聊も残あれば酒活て吞め遣しぬる事もあるとぞ、是ハ茂右衛門人に仕えて居ぬれハ、のまし、ほしく思ひても吞得ぬ事もあらんかと思ひて遣すにても有るかなんか

⑥母も万七か年のふけぬる見て四五年前より女房もてとて人して度々すゝめけれども貧しき家に他人を入れては却て母へ不孝もあらんかと、是まで聞入す過しけるが、万七今年四十三歳に成ぬれハ母しきりに心せきて、此夏は兄の茂右衛門も呼てすゝめさせれハ、左程すゝめさせ給ふ事をいつまでもいなみかたし、何れ母の氣に入しものを迎へ給へかしといらへぬ(母も今年六十九才になりぬれハ、昼のうち稼にいてし独りおきぬるも安からず殊に此春妹をうしなひて母の心にさそ便りなからましと思ひて妻を迎ふことを母の心にまかせぬと見ゆ)それより母よろこひ七右衛門と云もの、娘を貰ひて急ぎ迎ひ入ぬ、其時万七婦に向ひ云けるハ、こゝに来ぬるからハ随分母の心に順ひ呉よし、少しも背くこゝろ

見へなは其時かいとまと知るへし、そのミ忘れ怠らすハつれそ
うへしとい、けれハ、妻もひたすら其こゝろはせを感じ居けると
そ、此事を聞てハ実にも孝心の起こさゝるへけんやもとより婦も
柔和の心はせの者にて、夫の教訓を守り万母の心の如く随ひ和き
て万七か助にも成ぬれハ、はゝもいよゝゝよろこひ安んして日々
にそしミ増りて見ゆ、是偏万七か孝心のいたす所なりと人々かん
しける（あえり）、万七親に孝順なるのミならず、兄に弟に妹に
友に其行状を問ひ糺して其実を記し置ぬ

寛政二庚戌八月日 高浜村庄屋上田源作著之

注：（）は修正

内容は①万七家の貧しい暮らしと母の病気、②③母への孝行の実態、
④妹親子への介抱、⑤母の好物、⑥万七の嫁に関するものである。日
記と行状を比較すると、文体以外にも様々な変更がみられる。

日記

一、万七儀幼少之時分々孝心ニ御座候処、拾五年已前父関平相果
兄左衛門儀も十壹年已前死去仕、其次茂右衛門与万七兩人ニ
而母江仕居候へ共、亡父旧借等も有之兄左衛門代弥及大借

行状

①万七ハ（天草郡高浜）当村の貧民関平か三男にて幼稚の時より
父母に事へて孝なり、父ハ十五年以前に死し、兄の左衛門ハ

十一年以前に死して其次なる茂右衛門と三人居れり、父兄在せし
時より借錢多かりけるか貧しきくらしにて其償もいよゝゝかた
し、

この書き出し部分では、行状に「貧民」、「貧しきくらし」という言
葉が追加される。

日記

村内之医師江ハ皆々懸り候へ共験無く、近村之医師へも懸り後若
今村医師江迄懸り幾度歎万七葉貫ニ参候へ共、終ニ全快不仕相果
候、其後弥甥ヲ養育仕居候

行状

其験もなくことし二月に身まかりぬ、されハ万七かきりなく歎き
つ、葬の事も心の及ひ懇にいとなめり、所の者共傷敷事とて皆哀
れかりぬ、其後はいよゝゝ甥を最愛で育けるとなり

また妹の死去に際しても、行状では順番を入れ替え、二月に死去、
万七の心情や甥への愛情など、より具体的に感情などを挿入し、読者
の共感を得る工夫がみえる。その他行状の⑥万七の妻の部分では、「母
も今年六十九才になりぬれハ、昼のうち稼にいてし独りおきぬるも安
からず、殊に此春妹をうしなひて母の心にさそ便りなからましと思ひ
て、妻を迎ふることを母の心にまかせぬと見ゆ」と宜珍の感想が挿入

される。

この行状は、ファンステーンパールの指摘するような、「孝子伝」の三段構成、1孝子自身の紹介、住所と職業、親孝行の状況を簡潔、2孝行の具体的な実践エピソード、3孝行のむくい、難病の全快や家や店の繁盛、領主の褒賞からすると、1と2のみであり、3については、つぎの跋文がその役割を果たしている⁽³³⁾。

此事遙に寫原に達し去年庚戌の冬十二月廿二日万七を富岡の官府にめされ、其孝心を賞し給ひ青銅五貫文給はり、万七難有頂戴して家に帰り母に見せければ母も限りなくよろこひぬ、しかふして言よふ不稼錢を得と罰当るへしと万七も母の言己か思ふ通りのことくなれば、組頭の権三郎と云者に預り呉よと頼みけれども、御上より給はりし大切のものを事如此のあばらやに納置事恐多き事なりと固く辞しければ、親類五人組中に預り呉よと頼みけれども、是も又権三郎か言のことく辞して万七に諭しけるハ庄屋本に尋しかるへしと、早速右の次第具に申ければ、長か曰汝か孝を賞し給しものなれば、偏にははの奉養のミに用へし折節いとふ寒き頃なれば衣求よし、猶錢あらは聊も他に費へからすと諭しけり万七長か言にしたかい褒賞のあしを櫃に入其夜眠を忘れ守り居けるが櫃を明て見る事夜に三度に及ひしとなり、所のものとも万七に褒賞有し事を聞童男も万七が宅に行あやかりの為に褒賞のあし一錢を二錢に替呉よし守りにせんと請ける、万七一錢を二錢に替ることあるましき事なれと母もとも、に辞しけれども上より給はりし

ものなれハ常の錢に異たるへしと強て請ければ、又長か宅に行しか、と尋向、長曰しかしなは汝か孝人々孝心にもとつくの瑞にも成へし、猶又母に奉養するに便有へしと申しけれハ、其錢を替る事おびた、し、此偏万七か孝心より人々孝心の志し起しぬと感さぬものは稀なりけりとそ、予時に上田氏のもとに至りければ、此一冊を出して予に跋を請望つら、読せ且側なる人共近頃官府より褒賞有之事をつぶさに語りければ三嘆の余り其有増を尋向ひもつて跋に備ふるのミ

寛政三辛亥四月日

上津浦村医師 中野玄琳跋之

跋文では、万七は褒賞の管理が不安で、親類・組頭や庄屋に相談し、母の孝養に使用することを諭され、また褒賞錢一錢を二錢に替えて欲しいと人々が訪ね、再度庄屋に相談し、孝心が広まる契機になると錢替を行ったとある。これは褒賞後の顛末を記したもので、庄屋上田宜珍をも取り込み相対化して、孝心を補強する内容となった。文末には、中野が宜珍の記した行状を読み、その後の褒賞の話聞いた経過と、「三嘆の余り」と感想を述べており、裏返せばこれも宜珍の表現力の結果であり、宜珍の能力への評価にもつながる。ファンステーンパールは、褒賞後の訪問者の重要性を指摘するが、中野玄琳がこの訪問者の役割を担い、第三者の視点・評価を行った⁽³⁴⁾。

この孝子と違い、実体者として褒賞された傳四郎は、八月六日日記に、つぎのような簡条書きの「行状覚」が記録された。

善助事

傳四郎行状覚

- 一、御年貢米毎年一番取之内皆済する事
- 一、公役等申触候へハ速ニ来、少も刻合之内おくれ不申候事
- 一、割方銭等は又滞不申早ク納候事
- 一、借錢之歩合等も人先ニ済候事
- 一、父傳四郎ハ三十二年已前相果候
- 一、兄長七八十六年已前相果、其後家甚姑メに孝心なる者にて、傳四郎母す、めて○(四年ほど過キ)傳四郎を兄の跡ニ取合候事
- 一、長七次の兄加七廿三才にて相果候
- 一、姉妹兩人有り(壺人ハ伊右衛門ニかし妹壺人ハ太蔵ニかし)居候
- 一、七十計り母ハ四年已前相果候、十四五年来ハ腰なへ服気悪敷○(なりて)漸々家内之者に見知り候位ニ候由
- 一、母へ孝心ニ有之作りもの之事迄も母ノ下知ヲ受ケ申旨ヲ不背申候事

- 一、傳四郎宅へ近所之若キ者共泊リニ集り候ニ付、毎夜なわなないもつこ作りなといたし候様其身先ニ立導候ニ付、皆怠す夜職いたし若キ者共も見習候事
- 一、朝も傳四郎^(奉)実明ニ起候て、若キ者共起し、農事をす、め候事
- 一、農事ニ心掛候ニ付、毎歳相応ノ作いたし候ニ付、家内も少ハ宜方ニ候

- 一、長七相果候節ハ過分之借錢有之候へ共、傳四郎儀ニ出精いたし余程償申候事

候事

- 一、家内之事ハ女房つ、まやかにせわいたし、其身ハ外を不怠勤候事
- 一、兄弟中親類中へ随分睦候事
- 一、長七娘ヲ子同前ニ育居候事
- 一、娘などもひたと傳四郎方へ遊びニ參居候

注二(一)は追加

この行状覚では、簡潔に傳四郎の事例がまとめられており、追加修正もみられる。日記では「傳四郎行状承度、次郎七・只助呼候」とあるように、二人からその場で聞き取った内容といえる。また傳四郎の場合、行状が確認できないので、この行状覚までであった可能性がある。

このように、孝子の顕彰、発見過程は、近隣の風聞などから端を発し、役所側の調査指示や、村側の簡略な孝子届の提出をへて、その後候補者が選定され、役所の指示で「御届申上候事」を出す。そのなかから庄屋の能力にもよるが、行状(万七・茂作善作)や、実体書(傳四郎)が作られる場合があり、褒賞されていく。

3 褒賞文書群の形成

3-1 『孝義録』の編纂と孝女はつ行状の廻達

- 1、2でみたように、寛政期に実施された孝子・奇特者調査は、江

戸幕府編纂の『孝義録』へと結実する。『孝義録』は、寛政元年三月に松平定信より布達、全国から書上が提出され、それらを林述斎・柴野栗山・尾藤二洲らの昌平齋儒官他が編集し、同一二年八月に完了、享和元年五〇巻で刊行された⁽³⁵⁾。採録者八六一四名で、国別に配列、善行・姓名・身分・支配関係・褒美の年月を目録化し、特別の善行者は行状など略伝（伝文）が掲載されている。善行は、孝行者・忠義者・貞節者・兄弟睦者・家内睦者・一族睦者・風俗宜者・潔白者・奇特者・農業出精者に分類された。

この『孝義録』には、天草郡居住者はつぎの五人が掲載されており、いずれも伝文はなく、高浜村民は採用されていない⁽³⁶⁾。①奇特・御領村大島、小山清兵衛、安永七（一七七八）、②孝行・御領、むめ、宝曆一一（一七六一）、③奇特・町山口、林次郎、寛政元、④孝行・宮野河内、恒七、寛政元、⑤奇特・御領村大島、小山清四郎、寛政六である。御領村、特に小山家に集中している。この小山家は御領村銀主であり、①清兵衛は安永七年（一七七八）二月一九日毎回の凶荒時に救穀等を差し出し奇特、公儀より褒美銀一〇枚下賜、子孫まで苗字名乗りの許可を得ている。⑤清四郎も清兵衛と同じく、村や近郷の困窮百姓へ救穀を差し出し奇特として、公儀より褒美銀一〇枚を下賜された⁽³⁷⁾。

「天草年表事録」によると、文化四年天草郡内に他領の孝女の行状が廻達された⁽³⁸⁾。下野国足利郡上川崎村の百姓逸八後家はつ三三才が、貞節を守り舅姑に孝行を尽し、姑を守って盗賊を取り押さえた「健氣之仕方」の為、褒美として、所持田畑を永代下賜、年貢諸役を免除し、

金五〇両を頂戴したという触である。この触は、七月二六日の富岡役所のもので、奉行所からはつ行状が渡され、農民への教諭として村々で申し聞かせるよう指示があった⁽³⁹⁾。高浜村へは九月一五日に到来し、一月一八日の組頭中と各組子一人を集めた寄合で、はつ行状が読み渡された。宜珍の弟演五右衛門が庄屋を勤める今富村では、翌文化五年正月七日惣百姓中へ読み聞かせている⁽⁴⁰⁾。はつ行状は、他地域でも確認され、大和国宇陀郡松井村（幕府領）では、文化四年八月、池田仙九郎役所から通達されている。この触では、「右者村々見習ハせ之ため写遣し候間、小前末々之者迄不洩様委細申開、後代迄も申伝候」とあり、天草と同様の指示が出ている。また当時の勘定奉行松平兵庫頭信行の沙汰で申渡と記されているが、この松平信行は、天草崩の担当奉行でもあった⁽⁴¹⁾。

このはつ行状廻達に関連してか、八月二八日会所から、寛政元年以降の孝行奇特者で褒美がある者を、八月中に調査し行状を差し出すように指示したが未提出があり、江戸よりも催促があったので、九月五日までに提出するよう触がでた⁽⁴²⁾。宜珍は、この指示に対して、すでに六月二二日に写を差し出しており、今回は間違いではないかと念押ししている。また一〇月一六日には、孝子のなかですでに死去した二人、万七（寛政六年二月一五日、一五年以前）、貞蔵（文化二年三月七日、四年以前）の死去を会所へ通知している。これらも一連の孝子調査と考えられる。

一月二一日、今富村他の孝心実体者七人が役所へ呼び出され、つぎのように褒賞された⁽⁴⁴⁾。

青銅三貫文 今富村 卯七
 〃 三貫文 〃 倉右衛門
 白銀三兩 高浜村悦右衛門後家 かつ
 青銅壹貫五百文 〃 村百姓 吉三郎
 御褒詞 今富村百姓 幸吉
 同断 同村 甚平
 同断 同人女房 さん
 同断 同村文右衛門娘 いそ
 同断 同村紋作従弟 ゆき

先述の万七と同じく、役所玄関で役人山本只八、目附向井増兵衛、代官安藤元兵衛によって、島原表より褒賞されている。『孝義録』は文化年間にも企画され、嘉永元年に整理の上『統編孝義録料』（未完）となったが、この文化五年の孝子褒賞と関連していると思われる⁽⁴⁵⁾。

3-2 褒賞文書群の特徴とその後

これまで寛政、文化期の村民、孝子褒賞の過程をみてきたが、文書群の形成との関連を考えてみたい。はじめにで述べたように、上田家文書には村民褒賞関連の文書がまとめられている⁽⁴⁶⁾。この文書群は、天明く文化、天保く嘉永期に集中し、全三八点中二五件が褒賞関係で、重複九点をまとめると一六点である。このうち、他村の鬼池村を除くと一五点、これまでみてきた天明、寛政期五点、享和二年（一八〇二）く文化一三年は一〇点である（表1）。

表1 高浜村の褒賞者

番号	文書番号	表題	年月日	年代	内容	分類	諸願書控帳
1	246-32	乍恐以書付申上候御事	天明8年申3月	天明8	喜平次母99歳、歩行等不自由なく、畑草取にも出、母績ぎ布一反献上、奥書あり	褒賞○	
2	246-2	御届申上候御事	戊12月	寛政2	伝四郎、43歳、持高5.163石、農業出精・年貢納方大切、外々の者も見習い、奥書あり	孝子○	死亡
3	246-4	覚	寛政2年戊8月	寛政2	万七、43歳、無高、父死去、母に背かず、稼ぎ方勝れ、奥書あり	孝子○	死亡
4	246-25	〔御届申上候御事〕	戊12月	寛政2	茂作、30歳、弟善作、23歳、高0.018石、父死去、母へ孝心、兄弟仲良き、奥書あり	孝子○	存命
5	246-15	御尋二付申上候御事	寅4月	寛政6	貞藏、畑高0.06石、母・妹長病、漁や日雇でも働く、正直実体者にて周囲も助ける、至極奇特者、奥書あり	孝子○	
6	246-1	以書付申上候事	戊10月	享和2	佐平太、38歳、畑田高0.88石、母死去、父平四郎乱心、8年間孝養	孝子	存命
7	246-10	以書付申上候御事	戊10月	(享和2)	佐兵衛、38歳、源助、35歳、儀右衛門、51歳、他6名、親の氣に背かず、家業出精、年貢大切、公役勤	孝子	存命、死亡
8	246-13	以書付申上候御事	戊10月	(享和2)	いろ、39歳、兄弟4人、兄・父死去、弟・嘉市盲目、弟・忠内無精者、嫁入りを断り、母・弟の世話、下書カ	孝子	死亡
9	246-5	以書付申上候御事	戊10月	(享和2)	善藏、47歳、持高2.9石、伝次平、44歳、持高2.523石、百姓代・立会役等毎々勤め	褒賞	死亡
10	246-3	御届申上候御事	-	文化13	伝兵衛、50歳、持高2.357石、父死去、困窮救物、神仏寄進を身分相応差出、母に従う	孝子	
11	246-7	御届申上候事	子9月	文化13	祐藏、36歳、持高1.82石、母死去、入夫勤方も宜しく、父も人柄良き者、奥書あり	孝子	
12	246-8	以書付申上候事	辰6月	文化5	後家かつ、46歳、持高28.476石、8年前夫死去、当村にて重立百姓維持、舅姑の心に叶、神仏尊敬、村方困窮時救方相応	孝子	存命
13	246-16	以書付申上候御事	辰6月	文化5	吉三郎、37歳、持高2.373石、6年前にも褒章あり、父死去、母の心に相叶、年貢大切、公役勤、奥書あり	孝子	存命
14	246-18	以書付申上候御事	未閏2月	文化8	権藏、34歳、母死去、欄檻持の父に不背、難破船救助にて村方より褒美あり	孝子	存命
15	246-23	以書付申上候御事	未閏2月	文化8	母なつ、91歳、女房きよ、56歳、なつ、無病・昼夜賃木綿引き、きよを氣に入り、きよ、姑に不背・夫七三郎孝心ではないが引き立て	孝子	

出典：上田家文書 5-247、「諸願書控帳」同 5-303

注：年代は日記や諸願書控帳から比定、分類の○は「天草年表事録」の褒賞者、諸願書控帳は存命・死亡の届

また、文政九年一月〜弘化三年三月「諸願書控帳」には、孝子届六件と孝子の存命尋七件の写を収める。⁽⁴⁷⁾ この時の庄屋上田庸吉良は、文政六年より高浜村庄屋となった一〇代源太夫定行である。⁽⁴⁸⁾ 孝子届は、すべて文政一〇年九月「御届申上候事」とあり、ゆき、百七、仁兵衛、伴平、虎松、専右衛門の六人である。

孝子届に続く孝子の存命尋は、同じく文政一〇年九月「先御支配中御褒之孝心実貞者存命ニ候哉御尋ニ付書出」としてまとめられている。文書の内容は、例えば行状が作られた茂作、善作の場合、獵師茂作六七歳、持高四升四合、善作六〇歳、持高五升二合、寛政三年母への孝心で兄弟に褒詞があり、母は二七年以前に死去、兄弟は存命とある。その後、左平太、左兵衛・源助・磯吉・半七・三郎助、かつ、吉三郎、権藏、五件九人の存命届と、傳四郎他八人の死去報告がある。死去は、傳四郎、「二三年前正月病死」と記され、忠内姉いる（六年前以前）、万七（三四年前）、善藏（一七年前）、伝次平（傳次郎、三年前）、儀右衛門（六年前）、和吉（和助、一一年以前）、覚左衛門（四年前）である。

この調査の「先御支配中」とは、死去者の箇所に「島原御支配中御褒美」とあることから、当時の長崎代官支配の前、島原藩預期（天明三〜文化一〇）を表す。そのため、先にみた褒賞文書群の文化一三年「傳兵衛、祐藏、そして寛政六年の貞藏、文化八年母なつ・女房きよも外れている。これは、権藏の箇所に「但此権藏義、御尋之御書付ニハ相見へ不申候得共、御褒御座候儀相違無御座候ニ付御届申上候」とあり、役所から示された書付を基に、村の文書と対照して対応しており、

そこから選別、抜け落ちた孝子もあった。この二点の史料から、文政九年孝子調査の際、先例となる島原藩支配期の実態・存命調査も同時に行われたため、当代の庄屋定行（庄屋就任：文政六〜文久元）が、村民褒賞関係文書としてまとめた文書群と考えられる。

この長崎代官支配期以降数回にわたり、長寿者・農業出精者・孝行者の名前書差出の触が出される。文化一三年閏八月二五日には、老年者・孝行奇特者の有無、弘化五年（一八四八）九月には、西国郡代の来郡にあわせて、「勝而長寿之者」と特別という意味の文言が付加され、長寿・奇特・孝行者、風聞のある程の農業・職業出精者の届出が指示された。⁽⁴⁹⁾ 長寿・奇特・孝行者の三種類に限った同様の触は、安政六年（一八五九）十一月、万延元年（一八六〇）十一月に出されており、このような触に対して、嘉永元年九月七日、本戸組に存在せずとの報告があり、各組大庄屋からの調査結果と思われる。⁽⁵⁰⁾

このように、長寿者・農業出精者・孝行者の捜索が常態化していくなかで、文久二年（一八六二）正月の下浦村長寿者富左衛門と孝行者倅長兵衛夫婦は、幕府より褒賞されたこともあり、先述のはつと同様、詳細な内容の触が出ている。⁽⁵¹⁾ 前年七月の富左衛門一〇〇歳、倅長兵衛六六歳、孫喜六四〇歳の行状に近い長文の届と、家族一五人分の人別書、正月五日の役所からの長寿手当米一〇俵、孝行への褒美銀五枚下賜の通達、老中井上河内守正直、勘定奉行川勝丹波守広運の申渡写などが記されている。そして、明治新政府へ支配が変更されて以降も、慶応四年（一八六八）七月孝子・節婦などを取り調べ、十一月には孝子・義僕・職業出精、七〇歳以上の届の指示が出された。⁽⁵²⁾

おわりに

本稿では三章にわたって、近世後期（寛政～文化期）における、天草郡高浜村の村民、孝子褒賞の過程と行状編纂、文書群の形成過程について分析した。

1では、寛政期の高浜村の村民褒賞について、まず上田宜珍が編纂した「天草年表事録」における褒賞記事を抽出した。「天草年表事録」は文化五年まで記載が続くが、村民褒賞は寛政期に集中しており、『孝義録』編纂を企図した松平定信の政策の一環と位置づけた。そのなかで、長寿者の織物献上、三子出産、孝子の三件からそれぞれの褒賞過程を検討した。三子出産は生子養育仕法のような藩の政策と考えられ、藩役人の実地見分が伴うという点で他と異なるが、藩主から褒賞を受けるという点は共通しており、村民褒賞という枠組は有効といえる。

2では「孝子行状」化された万七、茂作・善作と、同時期に褒賞され「行状覚」が作られた傳四郎の褒賞過程と行状の編纂について分析した。各人の褒賞過程では、まず孝子届の提出から候補者を選定し、親族や隣人からの聞き取りによって聞書や覚が日記に記される。つぎにそのなかから「孝子行状」や実体書を編纂する。この聞書と行状を比較すると、文体以外にも相違点が多く、行状では順番を入れ替えたり、より具体的に感情などを挿入し、読者の共感を得る工夫があった。また跋文により、中野玄琳という他者の視点を付加することにより、褒賞後の顛末、庄屋上田宜珍をも相対化し、孝心を補強する内容となった。孝子の顕彰、発見過程は、近隣の風聞などから端を発し、役所側の調

査指示や、村側の簡略な孝子届の提出をへて、その後、候補者が選定され、役所の指示で「御届申上候事」を出す。そのなかから庄屋の能力にもよるが、行状（万七・茂作善作）や、実体書（傳四郎）が作られ褒賞されていく。

3では、褒賞文書群の形成について、まず享和・文化期以降の幕府の『孝義録』編纂と孝女はつ行状の廻達を取り上げた。その後褒賞文書群は、文政九年孝子調査の際、先例となる島原藩前期の実態・存命調査も同時に行われたため、庄屋上田定行が、村民褒賞関係文書としてまとめた。その後も、村民褒賞は、慶応四年まで継続して実施されていく。

これまで上田宜珍の藩士や国学、和歌の同志との交流を分析したが、いずれも寛政後期から文化期が中心であり、宜珍の四〇代以降の事例である。⁵³ 今回の寛政前期は、三〇代、庄屋就任期であり、村民褒賞や行状の作成は、この時期の宜珍の行政や思想に関するひとつの展開といえる。ファンステーンパール・ニールスは、村役人と孝子について、村役人にとって、「孝子」の出現は村の風紀をよく導いた結果であり、「孝子」自体が自らの役職に対するよき志の証であり、村役人としてのアイデンティファイ（帰属意識）の確認であったと指摘する。⁵⁴ 村民の褒賞を見いだしていくことを、庄屋上田宜珍の思想形成の中で位置づける必要がある。

課題として、2で上田宜珍や島原藩士が松平定信の寛政改革関連の文書の貸借の実例を指摘したが、これをどのように利用しようとしたのか。定信の幕政だけでなく藩政への取り組みとの関連で検討す

る必要がある。⁽⁵⁵⁾

追記 史料の閲覧に際して上田陶石合資会社、岩下邦明所長、田中光徳氏には御高配を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇一九年度JSPS科研費18K12502「近世村落文書の目録再編成による地域情報の構造分析」(研究代表者東昇)、同19H00540「障害の歴史性に関する学際的研究―比較史的な日本観察―」(研究代表者高野信治)の研究成果の一部である。

- (1) 林清造「寛政改革期の孝子褒賞関係史料―京都・赤尾屋清七の例」『年報都市史研究』五、山川出版社、一九九七年、一〇六―一一八頁。鈴木理恵「江戸時代の民衆教化『官刻孝義録』による孝行の状況分析」『長崎大学教育学部社会科学論叢』六五、二〇〇四年、一九―三四頁。妻鹿淳子「近世の家族と女性 善事褒賞の研究」清文堂、二〇〇八年。塚田孝「近世大坂の都市社会構造…孝子・忠勤褒賞から見る民衆世界」『都市史研究』四、二〇一七年、五二―六六頁。
- (2) ファンステーンパール・ニールス『孝子』という表象 近世日本道徳文化史の試み』ペリカン社、二〇一七年。
- (3) 勝又基『親孝行の江戸文化』笠間書院、二〇一七年。
- (4) 山本武夫「孝義録」『国史大辞典』ジャパンナレッジ版。
- (5) 上田家文書五―二四六。同文書は、庄屋家の子孫にあたる上田陶石合資会社(熊本県天草市)が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編『天草町上田家文書目録』(一九九六年)がある。以下上

田家文書を引用する場合には文書番号を記す。

- (6) 東昇『近世の村と地域情報』吉川弘文館、二〇一六年、同「近世後期肥後国天草郡における庄屋をめぐる書籍の貸借と学問行政」『京都府立大学学術報告』人文六七、二〇一五年、一六四頁。
- (7) 東昇「近世近代移行期の天草郡における村明細史料と地域情報」『京都府立大学学術報告(人文)』六九、二〇一七年、二六一―二七七頁。
- (8) 入江滑『島原の歴史 藩政編』島原市、一九七二年、五八九―五九五頁。
- (9) 『天草郡高浜村庄屋 上田宜珍日記』寛政五―文化一五年、全二〇巻、天草町教育委員会、一九八五―一九九八年。なお本文中に記載のない年月日付史料の出典については、上田宜珍日記であり、各年の該当月日を参照いただきたい。
- (10) 天草郡教育会編『天草郡史料』一、一九二三年、七六―一八六頁。
- (11) 東昇「地域情報の集成と知識の伝播―書籍による人のつながり」『近世の村と地域情報』、二一八頁。
- (12) 『天草郡史料』一、二二九、一四二頁。
- (13) 『天草郡史料』一、一五三、一五九、一六〇、一六二頁。
- (14) 『御触書天保集成』五二二四号、岩波書店、一九五八年
- (15) 寛政三年「日記」、檜垣文庫二二五―八、九州大学附属図書館所蔵。
- (16) 上田家文書五―二四六―三二。
- (17) 角田政治『上田宜珍伝 附上田家代々の略記』(以下『上田宜珍伝』と略す) 一九四〇年、三一頁。
- (18) 上田家文書五―追六〇―三。

- (19) 『上田宜珍伝』、二〇七頁。
- (20) 東昇「近世村落行政における地域情報と庄屋日記―肥後国天草郡高浜村上田家を事例に―」松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報伝達』創風社出版、二〇一二年、一八八～二三三頁（再収『近世の村と地域情報』六六～六七頁）。
- (21) 上田家文書六一番外。
- (22) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』二、一九九七年、二六六頁。
- (23) 沢山美果子『出産と身体の近世』、勁草書房、一九九八年、七〇～七三頁。
- (24) 上田家文書五―追六〇―一。
- (25) 上田家文書五―二四六一―五。
- (26) 寛政二、三年「日記」、檜垣文庫二〇七―三三、一二五―八、九州大学附属図書館所蔵。
- (27) 松田唯雄『天草近代年譜』、みくに社、一九四七年、二二九頁。
- (28) 上田家文書五―二四六一―四。
- (29) 上田家文書五―追六〇―二。
- (30) 「天保雜記」国立公文書館所蔵、内閣文庫和書一五〇―一五〇。
- (31) 米谷隆史作成「上田家蔵古典籍仮目録」七五〇、二〇一二年。
- (32) 上田家文書五―四〇。
- (33) ファンステーンパール・ニールス「問題としての「孝子」」『孝子』という表象 近世日本道德文化史の試み』、二〇〇～二二頁。
- (34) ファンステーンパール・ニールス「由緒としての「孝子」」『孝子』という表象 近世日本道德文化史の試み』、四七～五二頁。
- (35) 山本武夫「孝義録」。
- (36) 『官刻孝義録』四八、肥後上、国立国会図書館所蔵一三六一―一九七。
- (37) 『天草近代年譜』、二〇三、二四二頁。
- (38) 『天草郡史料』一、一八五頁。
- (39) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』二、一九九七年、八九頁。
- (40) 上田家文書六一七四。
- (41) 谷山正道「史料紹介 宇陀郡松井村仲谷家「永代録」と葛上郡重阪村西尾家「歳々記録帳」」『天理大学学报』五四（一）、二〇〇二年、一一～一二頁。
- (42) 児島康子「天草異宗事件をめぐる対処方針 「天草吟味方扣」を通して」『熊本大学社会文化研究』六、二〇〇八年、一七七頁。
- (43) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』二、一九九七年、二二〇頁。
- (44) 上田家文書六一七四。
- (45) 山本武夫「孝義録」。
- (46) 上田家文書五―二四六。
- (47) 上田家文書五―三〇三。
- (48) 『上田宜珍伝』、二〇八頁。
- (49) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』二、四一六頁、五、一九八頁。
- (50) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』六、一四六、二二八頁、九、三九八頁。
- (51) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』一〇、一六〇頁。

- (52) 『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』七、二七五、三二六頁。
- (53) 東昇「近世後期肥後国天草郡における庄屋をめぐる書籍の貸借と学問・行政」一一七～一三二頁。
- (54) フアンステーンパール・ニールス「由緒としての「孝子」」(『孝子』という表象 近世日本道徳文化史の試み)、四七頁。
- (55) 高澤憲治「白河藩政の動向」『松平定信政権と寛政改革』清文堂出版、二〇〇八年、三五七～四〇〇頁。

(二〇一九年十月一日受理)

(ひがし のぼる 文学部准教授)